

日本農業新聞賞表彰規程

制定 平成6年5月2日

第1条 株式会社日本農業新聞は、一般社団法人日本農村医学会において、農村の保健、医療、福祉面の向上に尽くした研究・活動業績に対し、日本農業新聞賞を授賞する。

第2条 日本農業新聞賞は、日本農村医学会の理事、監事、評議員（以下、役員という）の推薦により、同会の常任理事会および理事会の審議をへて、日本農業新聞社長に推薦する。

第3条 日本農村医学会の会員は、役員に日本農業新聞賞の推薦を申出ることができる。

第4条 推薦したい研究・活動業績がある時は、候補者の氏名、所属、研究・活動業績名と内容ならびに推薦理由（500～1,000字）を記した推薦文書を日本農村医学会事務局に提出する。

第5条 表彰は、日本農村医学会総会において行う。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. 日本農業新聞賞は、平成6年5月2日から施行する。
2. 変更規程は、平成17年10月19日から施行する。
3. 変更規程は、平成23年11月9日から施行する。
4. 変更規程は、平成24年7月20日から施行する。